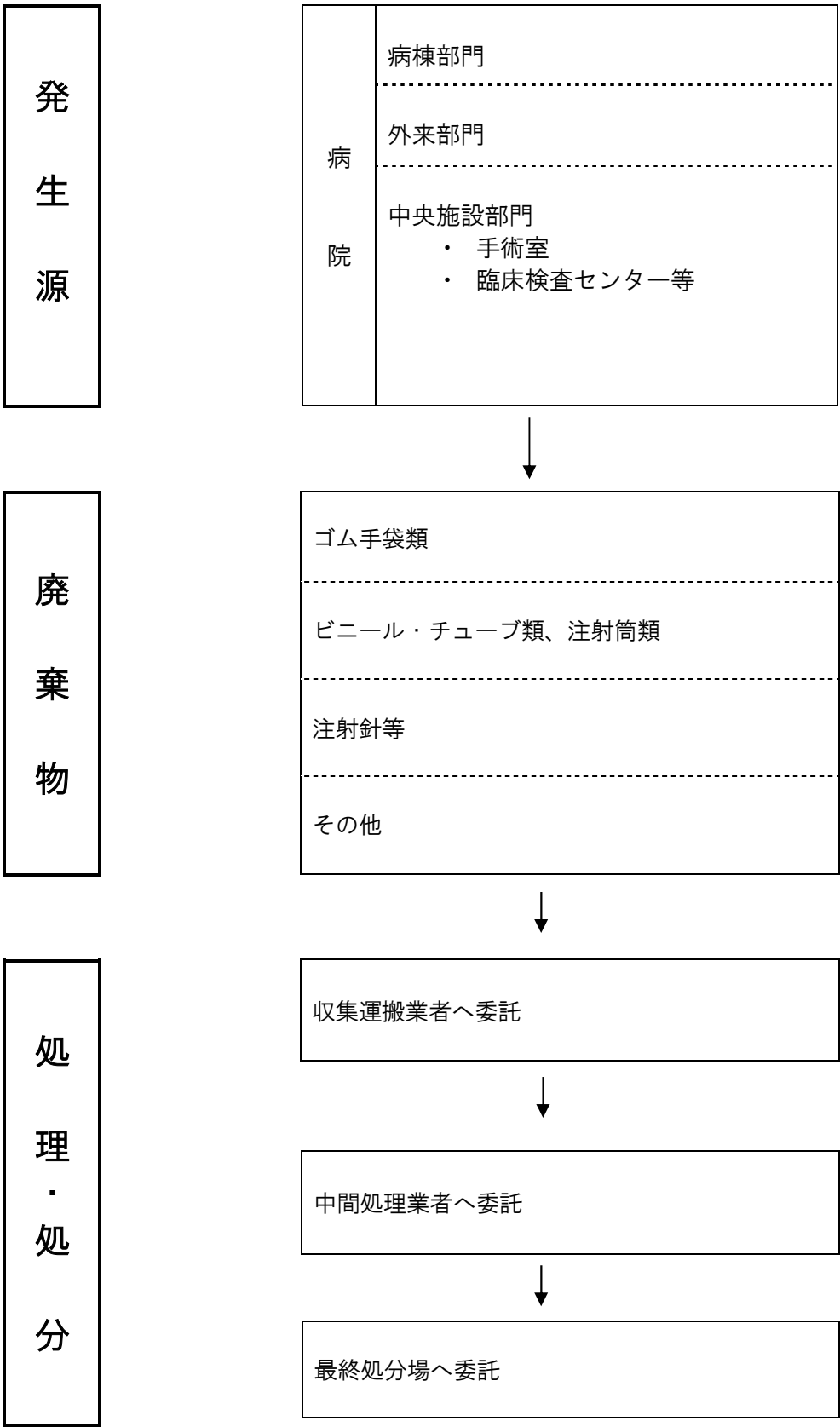


(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2024 年 6 月 6日	
都道府県知事 福田 富一 殿	
提出者 住 所 栃木県栃木市大平町川連420番地1 氏 名 一般財団法人とちぎメディカルセンター とちぎメディカルセンターとちのき 病院長 成田 純一 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0282-22-7722	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	一般財団法人とちぎメディカルセンター とちぎメディカルセンターとちのき
事業場の所在地	栃木県栃木市大町39-5
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	病院【8311】
②事業の規模	250床
③従業員数	355人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1 参照

特別管理産業廃棄物処理フローチャート図（現状）



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2、別紙3 参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（ 2023 年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
排出量	90.7489 t	0 t

(これまでに実施した取組)

別紙4 参照

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	可燃性産業廃棄物	引火性廃油
排出量	112.280 t	0 t

(今後実施する予定の取組)

感染状況が落ち着いてきたが、感染性廃棄物処理規定に基づいた分別等の指導を徹底し、廃棄物の排出量削減に努めていく。優良な処理業者の確保をする。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

医療機関の特性上、感染対策が優先される

②計画

(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

感染対策に支障がない範囲で分別に努力する

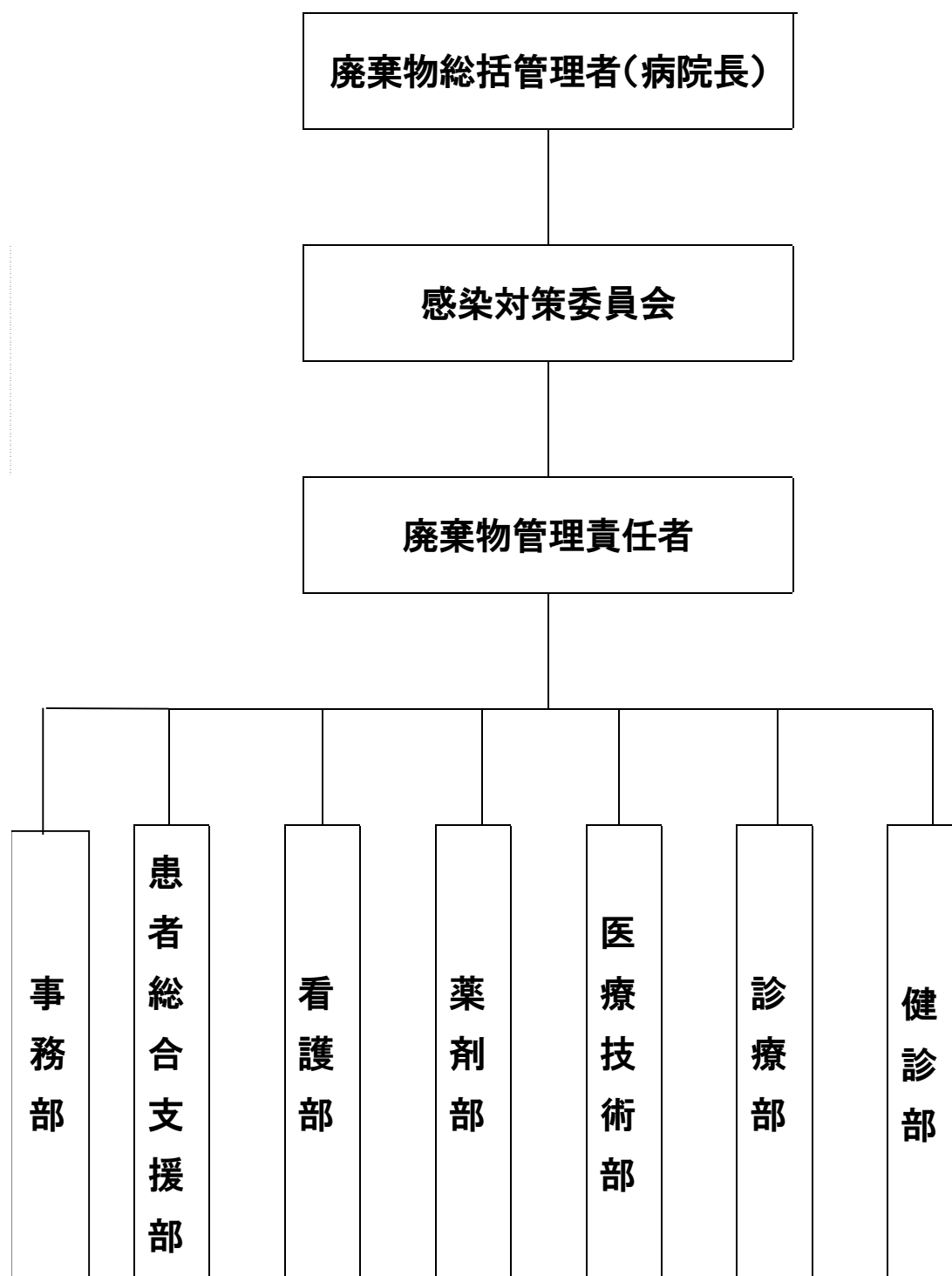
1、特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者	所 属 : 一般財団法人とちぎメディカルセンター とちぎメディカルセンターとちのき 職 : 病院長
廃棄物担当	組織名 : 総務課・施設管理課 職 : 施設管理課長 組織人数: 21 人

	廃棄物管理 担当課長	・ 特別管理産業廃棄物計画の作成 ・ 処理業者への調査、選定及び管理 ・ 委託契約書の締結 ・ 特別管理産業廃棄物管理票の交付及び管理 ・ 監督官庁への各種報告 ・ その他関係する事項
--	---------------	--

医療廃棄物管理組織図



(2) 管理体制の強化

① 管理体制

病院内における感染事故等を防止し、感染性廃棄物を適正に処理する為に、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置し、管理責任者は、作成された処理計画書及び管理規定に基づいて感染性廃棄物の排出、分別、梱包等に係る具体的な実施細目を作成し、医師、看護師、清掃作業員等の関係者に周知・徹底する。

② 管理方法

特別管理産業廃棄物の取り扱いについて、管理規定を随時整備していく。また、処理が適正に行われているかを把握し、電子マニフェストにより処理に関する記録を保存する。

(3) 教育・研修

管理者等は、特別管理産業廃棄物の具体的取り扱い方法、廃棄物の種類に応じた取り扱いの注意事項を定めた管理規定に関係者に周知・徹底し、特別管理産業廃棄物の分別、収集運搬、滅菌、消毒等の処理状況を必要に応じて医師、看護師等の関係者に指導する。

また、外部の管理者講習を受講し「医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者」の取得者を複数名にしておく。

(4) 情報公開

管理者は、必要に応じ 1 年間の処理状況に関する報告書等を管轄する担当行政へ報告する。

2、特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

(排出の抑制、分別、再生利用、適正に処理するために講じようとする措置に関する事項を含む)

(1) 基本事項

- ① 特別管理産業廃棄物の適正処理確保の為、関連する法令、その他の規制を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。
- ② 病院から発生した特別管理産業廃棄物の処理を処理業者に委託する場合は、処理業者に関する情報収集に努め、適正な委託を行い、収集運搬から処分に至るまで確認し、的確に管理する。
- ③ 特別管理産業廃棄物とそれ以外の廃棄物の分別を徹底し、排出量の削減に努める。
- ④ 特別管理産業廃棄物の再生利用については、病院から排出される感染性廃棄物という特性から、適正処理を確保することに重点を置き、現状では再生利用の情報の収集に努める。
- ⑤ 特別管理産業廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施し、また、医師、看護師、清掃作業員等の関係者にも必要な指導を行う。

排出抑制：特別管理産業廃棄物はそれ以外の廃棄物と分別して排出するものとする。

中間処理：自家焼却施設が無いので全て専門業者に委託する。

その他：特別管理産業廃棄物の適正処理を確保する。

処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。

(2) 特別管理産業廃棄物処理の現状

- ① 当院から発生する特別管理産業廃棄物は、感染性産業廃棄物である。これらの発生量の合計は、感染性産業廃棄物 90.7489 t /年である。
- ② 特別管理産業廃棄物の発生・処理状況（分別方法、梱包、表示を含む）を以下に示す。

③ 管 理 項 目		処 理 の 概 要
感染性廃棄物の発生状況	発生場所	廃棄物の種類
	透 析 室	注射器（33,814 本） ガーゼ（7,365 枚） ダイアライザー、回路（16,959本）輸血関連（20本）
	外 来	注射器（36,910 本）、ガーゼ（ 4,116 枚）
	病 棟	注射器（77,755 本）、ガーゼ（71,464 枚）、輸血器具（55 本）
	検 査 室	ガーゼ（1,075 枚）
	計	注射器（148,479 本）、ガーゼ（84,020 枚）、 ダイアライザー、回路（16,956 本）、 輸血関連（75 本）
分 別 方 法		液状又はでい状物（血液） 固形状物及び鋭利な物（注射針、組織、器官等、血液付着注射筒、 血液付着点滴セット、血液付着ガーゼ等） 非感染性廃棄物（空ポリ容器、その他感染性以外の医療廃棄物）
梱 包		ポリ容器（固形物及び鋭利な物） ダンボール容器（固形物のうち非感染性廃棄物） ポリ容器（液状又はでい状物）
表 示		
施設内中間処理		なし
委 託 処 理 等	院内・所内の清掃	清掃会社
	収集・運搬	収集運搬業者
	中 間 処 理	中間処理業者
	最 終 処 分	最終処分業者

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2022 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	90.7489 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	90.7489 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
	全 処 理 委 託 量	90.7489 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	90.7489 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	t	
	(今後実施する予定の取組等)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。